

京都市告示第 380 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和元年 10 月 11 日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

宇ノ山町自治会

2 規約に定める目的

会は、宇ノ山町住民の生活向上と環境の改善を図り、会員の親睦と共に、清潔な明るい町づくりに努めるものとし次の事業を行う。

- (1) 生活環境の向上
- (2) 保健衛生の改善
- (3) 防火、防犯の徹底
- (4) 児童、老人の福祉増進
- (5) 会員相互の親睦と教養向上
- (6) 町住民の弔問
- (7) 上部自治連合会との提携および大原野地区の各自治会との連携
- (8) その他、目的達成に必要な事業

3 区 域

京都市西京区大原野上里北ノ町 1207 番地から 1329 番地の 9 まで

京都市西京区大原野上里南ノ町 1 番地から 10 番地及び 47 番地から 82 番地まで

京都市西京区大原野灰方町 2 番地の 3 から 47 番地まで

京都市西京区大原野上羽町 12 番地の 1 から 39 番地まで

4 主たる事務所

京都市西京区大原野上里北ノ町 1284 番地の 7

5 代表者の氏名及び住所

今村 博一

京都市西京区大原野上羽町 32 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和元年 10 月 3 日

(文化市民局地域自治推進室)